

**年金**

**利用ください  
「学生納付特例制度」**

20歳以上の学生の方は、国民年金保険料を納める義務がありますが、保険料を猶予できる「学生納付特例制度」があります。対象者は大学（大学院）・短大・専修学校などの学生で、前年所得68万円以下が条件です。

申請には学生証や在学証明書などを持参の上、国保年金係で手続きください。

学生納付特例の承認を受けると、期間中の事故や病気で障害が残ったり、死亡といった不慮の事態に、障害基礎年金または遺族基礎年金が支給されます。

また、学生納付特例期間は、老齢基礎年金の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。保険料は、10年以内であれば追納ができますので、満額の年金を受けるためにも卒業したら忘れずに追納しましょう。

**麻生年金相談センターが開設**

▼所在地 札幌市北区北38条西4丁目（地下鉄麻生駅8番出口、麻生バスターミナルそば）

▼相談時間 9時～17時（午前は11時30分、午後は16時までに受付）

▼その他 できるだけ公共交通機関をご利用ください。

**役場窓口年金相談日**

5月14日・28日、6月4日の水曜日

役場1階国保年金係へお気軽にお越しください。

**年金保険相談所の開設**

主催 札幌北社会保険事務所

日時 5月20日（火）10時～15時

場所 商工会館（錦町）

**保健**

**希望者は受診ください  
エキノコックス症検診**

町では「エキノコックス症」の予防対策として、検診を行います。

「エキノコックス症」は、キツネや犬に寄生している、エキノコックスという寄生虫の卵に汚染された山菜や沢水を直接口にしたり、卵が付着した手指を介して感染し、主に肝臓が侵される病気です。

キツネに触ったことがある方、犬を飼っている方（室内犬含む）山菜取りやキャンプなどをする方

は、積極的に受診しましょう。

希望者は最寄りの会場で受診ください。

▼対象 小学3年生以上で過去5年以内にエキノコックス症検診を受けていない方。

▼日程・会場

- ① 6月23日（月）～茂平沢会館
- ② 6月24日（火）～東裏地域会館
- ③ 6月26日（木）～ゆとろ

▼時間 17時～18時

▼料金 無料

▼検査方法 血清検査（採血）

▼詳細 福祉課保健サービス係（「ゆとろ」内・☎3-2346）

**保健**

**受診ください  
女性がん検診・骨粗しょう症検診**

町では次の通り、がん検診・骨粗しょう症検診を実施します。

事前に電話か窓口で申し込みの上、受診ください。

**①女性がん検診・骨粗しょう症検診**

（集団検診：バスで対がん協会まで送迎します。）

▼受付会場と日程

①ゆとろ（西町）～5月13日、6月9日、7月2日

②西当別コミュニティセンター

（太美町）～6月10日、7月3日

▼受付時間 7時20分～8時

**②個人で検診センターへ行き受診**

▼受付時間 8時30分～11時、13時～14時（胃がん検診は、午前中のみ）

▼検診機関 (1)(2)ともに北海道対がん協会札幌検診センター（札幌市東区北26条東14丁目）

▼対象・検診内容・料金 表の通り

▼申込・問合せ 福祉課保健サービス係（「ゆとろ」内・☎3-2346）

検診名	対象	検診内容	料金
子宮がん	30歳以上	細胞診 （必要者に体部がん検診）	1,000円 (200円)
乳がん		視診・触診	400円
胃がん	35歳以上	バリウムによるX線撮影	1,000円
肺がん	16歳以上	胸部X線撮影 （必要者に喀たん検査）	無料 (800円)
大腸がん	40歳以上	便の潜血反応検査 （事前に検査セットを郵送します）	500円
骨粗しょう症	30～59歳	X線による腕の骨密度測定	500円
子宮エコー	30歳以上の希望者	超音波による子宮筋腫などの確認	1,000円
マンモグラフィー	40歳以上の希望者	X線による乳房の撮影(2年に1回)	2,600円

※当別町国民健康保険加入者、生活保護を受けている方は、子宮エコー・マンモグラフィー以外の検診については無料です。

# 「国民健康保険税額」の算出方法が変わります

平成 14 年 10 月の医療制度改革により老人保健の対象年齢が 5 年間で 5 歳引き上がります。

この改革では、老人保健で対応していた医療費を年次的に国民健康保険から給付するため保険給付する金額が年々増加することになります。

国民健康保険の給付金額の増加に対応し、国保の健全経営を推進するために税率を改正することにしました。また、税率改正のほかに地方税法の改正も併せてありましたので、保険税の算出方法が大きく変わりました。

## ● 税率改正

### 医療分

	改正前	改正後
所得割	8%	9%
均等割	30,000 円	32,000 円
限度額	500,000 円	530,000 円

### 介護分

	改正前	改正後
所得割	0.7%	1.1%
均等割	4,500 円	5,800 円
限度額	70,000 円	80,000 円

※資産割・平等割は変更ありません

## ● 地方税法の改正

- ① 譲渡所得特別控除後の金額で所得割が課税されます。
- ② 事業専従者控除後の金額で所得割が課税されます。
- ③ 給与所得者の基礎控除額 2 万円加算の特例が廃止されました。
- ④ 65 歳以上年金所得者の基礎控除額 17 万円加算の特例が廃止されました。

▼国民健康保険に関する問合せ 住民生活課国保年金係 (☎ 3-2467)

▼国保税の納税に関する問合せ 税務課納税係 (☎ 3-2332)

※納税通知書は 7 月 10 日頃発送予定

## ● 平成 15 年度国保税計算事例

医療分 世帯主に課税  
介護分 40～64 歳の被保険者に課税

### 事例 1

世帯主 (40 歳)  
給与所得 300 万円  
妻 (35 歳) 専業主婦  
子供 2 人 (8 歳・5 歳)  
固定資産税額 12 万円

区分	課税計算	課税金額	備考
医療分	所得割	3,000,000 円 - 330,000 円 × 9%	240,300 円
	資産割	120,000 円 × 30%	36,000 円
	均等割	32,000 円 × 4 人	128,000 円
	平等割	32,000 円 (1 世帯)	32,000 円
	小計 (100 円未満切捨て)		436,300 円 A
介護分	所得割	3,000,000 円 - 330,000 円 × 1.1%	29,370 円
	資産割	120,000 円 × 3%	3,600 円
	均等割	5,800 円 × 1 人	5,800 円
	平等割	5,000 円 (1 世帯)	5,000 円
	小計 (100 円未満切捨て)		43,700 円 B
平成 15 年度国民健康保険税		480,000 円	A+B
前年度で計算した場合		431,600 円	C
増額分 (A+B) - C		48,400 円	11.2%

### 事例 2

世帯主 (70 歳)  
年金所得 100 万円  
(年金収入 240 万円)  
妻 (65 歳) 専業主婦  
固定資産税額 12 万円

区分	課税計算	課税金額	備考
医療分	所得割	1,000,000 円 - 330,000 円 × 9%	60,300 円
	資産割	120,000 円 × 30%	36,000 円
	均等割	32,000 円 × 2 人	64,000 円
	平等割	32,000 円 (1 世帯)	32,000 円
平成 15 年度国民健康保険税		192,300 円	A
前年度で計算した場合		168,000 円	B
増額分 (A - B)		24,300 円	14.5%